

旭川市地域材活用住宅建設補助金 認定申請書の受付方法

◆受付初日は混雑が予想されるため受付方法を次のとおりといたしますので御協力をお願いします。

受付開始の日時	R6.7.16(火) 8:45から先着順で受付を開始します。
受付場所	第三庁舎 3階 第5会議室 ※R6.7.17(水)以降は第三庁舎4階建築総務課窓口で受付します。
8:00～8:10	8:10から入庁可能 <ul style="list-style-type: none">・8:00以前は庁舎建物付近で待機できません。・8:00以降に庁舎玄関付近で待機する場合は、職員が誘導する場所でお待ちください。
8:10～8:45	受付場所(第三庁舎 3階 第5会議室)で待機 <ul style="list-style-type: none">・8:10に職員が受付場所に誘導します。・受付場所に到着したら、誘導された椅子に着席し待機願います。・着席した椅子の番号順に受付を行います。
8:45～	受付開始 <ul style="list-style-type: none">・職員から注意事項の説明があります。説明後、受付を開始します。受付は、申請書類の提出と引き換えに仮番号を受け取りましたら、受付完了となります。混雑緩和のため仮番号を受け取った方は随時お引き取りください。受付時点では、申請書類の内容確認や審査は行いません。・受付時には、申請書類の内容確認等に必要となる次の連絡先を、配布する用紙に記入し、申請書類とともに提出してください。<ul style="list-style-type: none">①申請内容に関するお問い合わせ先(申請者本人又は施工業者)②住宅に使用する木材の加工先(製材所及びプレカット工場)※予め施工業者に確認しておいてください。
受付に必要な書類	<ul style="list-style-type: none">①認定申請書 所定の様式一式②申請者の納税証明書 市税の滞納のない証明③世帯員の所得証明書 18歳以上世帯員全ての直近の「市・道民税所得証明書」(学生は除く) ・書類の訂正等があった場合は速やかに是正をお願いします。
受付結果のお知らせ	受付票及び認定通知書(又は認定しない旨の通知書)の受取 <ul style="list-style-type: none">・仮番号順に審査を行います。・審査の結果、申請内容が補助要件に適合する場合は、受付番号(本番号)を記載した「受付票」と「認定通知書」を、適合しない場合は、「受付票」と「認定しない旨の通知書」を申請者本人へ郵送します。・受付番号は、当課ホームページで公表します。なお、申請が集中されることが予想されますので、翌日以降の公表となります。
キャンセル待ち	<ul style="list-style-type: none">・認定申請期限のR6.12.26(木)前に募集予算額を超える申請があった場合は、以降キャンセル待ちとなります。・認定申請書の提出後にキャンセル待ちとなる場合には、キャンセル待ちの意向確認を行いますので、送付する文書に意向を記入し、返信くださいますようお願いいたします。

その他の補助金制度の詳細は地域材活用住宅建設補助金パンフレットをご確認ください。

○お問い合わせ先
旭川市 建築部 建築総務課 ☎0166-25-9708
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎4階
Email:reform@city.asahikawa.lg.jp

